

【第22回口頭弁論結果の報告】

2022年7月13日

弁護士 古川元第

第1 本日の口頭弁論について

1

原告

①原告第27準備書面の陳述・・・要旨の一部朗読

\*放射線関係：被告国及び東電の反論に対する原告の主張

②原告第28準備書面の陳述・・・同上

\*原子力災害対策：被告国の反論に対する原告の主張

2 被告ら

(1) 被告国

\*第26準備書面及び第27準備書面の陳述・・・原告第24準備書面による回避義務及び回避可能性についての主張に対する反論

2) 被告東電

\*なし

第2 本日の進行協議について

1

次回期日：2022年10月19日（水）午前10時30分

(1) 原告：提出予定の準備書面

①損害論（被ばく関係）：第26準備書面（その2）

・原告が被ばくにより発症した障害についての診療、治療状況

②第二次責任（原子力災害対策上の責任）：第29準備書面

・原子力災害上の責任についての総括的主張

(2) 被告らの予定

2 双葉町内の原告所有の建物・土地等の現場検証申立ての結果について

3 次回後について

第3 最高裁6月17日判決について

別紙【最高裁6・17判決について】参照

第4 原告第27準備書面

①放射線に関する全体像：別紙1参照

②「要旨」参照

第5 原告第28準備書面

①第2次責任の全体像：別紙2参照

②「要旨」参照

(別紙1) 第25準備書面及び第27準備書面の全体像

原告の主張	被告らの反論
<p>1 「被ばくしない(させられない)権利」            (1) 法的根拠：憲法13条の人格権・生命・身体・精神            (2) 原子力災害対策特別措置法：生命・身体・財産の保護            * 「被ばくしない(させられない)権利」の保護</p>	<p>&lt;「権利」の否定&gt;            *理由：下記と同じ</p>
<p>2 放射線の人体への影響・。・上記権利の科学的根拠            (1) 人体への影響の具体的内容とその機序(メカニズム)・被ばくの形態ごとに「機序」は十分解明されている。                ①外部被ばく                ②内部被ばく            (2) LNT仮説                ①「直線・しきい値なし」・被ばくには必ず影響がある。                ②科学的には「許容値」は存在しない。            (3) 反論の誤り                ①疫学に関する原理的な誤り・有意差がないと影響がないとの混同                ②疫学的な多数の実証例により誤りは明らか。</p>	<p>&lt;低線量被ばくの人体への影響の否定&gt;            ①ICRP2007年勧告の見解                *100mSv以下の被ばくには有意差が認められない。            ②被告らの応急対策は上記見解に依拠                *「LNT仮説」は実証されていない                仮説に過ぎない</p>
<p>3 「実効線量1mSv/y」の「線量告示」            (1) 法的な意義                ①上記権利を制限する「許容値(規制免除)」を定めたもの                ②科学論争を法的に決着させたもの            (2) 法的な効果・・ 応急対策の要否の判断基準を設定したもの            (3) 反論の誤り            ア ICRP2007年勧告の誤用                ①国内法へはいまだ導入されていない。                ②ICRPの「介入」体系の誤用            イ 被告らの実際の告示への対応状況                ①保安院幹部の著書・放射線防護の法令は「規制免除」の考え方による。                ②被告らの広報冊子・告示は一般公衆の線量限度(許容値)を定めたもの                ③保安院も、現に、緊急事態時における告示違反を法令違反として嚴重注意                ④JCO事故時の被告国・茨城県の対応・1mSv/yが健康診断の基準</p>	<p>&lt;「線量告示」の法的意義の否定&gt;            ①告示は計画被ばく時においてのみ適用され、緊急事態時等には適用されない。            ②根拠はICRP2007年勧告</p>

(別紙1) 第二次責任と損害の全体像

第二次責任			被害 (損害)
全体的事項	事前準備 (計画) 段階	実施段階	
1 高度の注意義務 * 「不確実性」への対応義務 2 「被ばくしない (させられない) 権利」 (原告第25準備書面及び原告第27準備書面)	1 組織体制  2 実施内容	1 第1期 * 双葉町  2 第2期 * 川俣町  3 第3期 * 埼玉県	1 損害A (避難に関する損害)  2 損害B (被ばくに関する損害)  3 損害C (人生破壊に関する損害)  4 損害D (財物に関する損害)